

「高浜市一般廃棄物処理基本計画」素案について 皆さんの意見を募集します

「高浜市一般廃棄物処理基本計画」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づく計画で、中長期的な観点から、ごみの処理をどのように進めていくかを定めた基本計画です。現在の計画期間は、平成16年度(2004年度)～平成25年度(2013年度)の10年間で、今年度で計画期間が終了するため、新たな「一般廃棄物処理基本計画」素案を検討してきました。そこで、この計画素案に対する意見を募集します。いただいた意見は、計画に反映できるかを検討し、後日、意見の採否やその理由などの概要を公表します。

◆「一般廃棄物処理基本計画」の理念

私たちは、20世紀を通じて豊かな生活を送ってきた一方で、大量のエネルギーや資源を消費し、大量のごみを捨ててきました。ごみを処理する場所は限界にきています。また、天然資源の枯渇や地球温暖化の問題が発生しています。未来の子どもたちに豊かな生活環境を伝えるため、みんながいっしょになって循環型社会の実現をめざします。

- ①ごみをつくらない、ごみにしない(発生抑制：リデュース)
- ②レジ袋など不必要なものは断る(購入拒否：リフューズ)
- ③繰り返して使用する(再使用：リユース)
- ④修理して使う(修理：リペア)
- ⑤資源として再利用する(再生利用：リサイクル)

5R(発生抑制・購入拒否・再使用・修理・再生利用)の推進

高浜市は、循環型社会をめざしていきます

※循環型社会:天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

■素案冊子の入手方法

- ①窓口で配布……2月17日(月)より市役所・いきいき広場・各公民館・各ふれあいプラザ・図書館で配布
- ②ホームページ……2月17日(月)より市公式ホームページからダウンロード可

■意見の提出期間 2月17日(月)～3月3日(月) ※郵送の場合は当日消印有効

■提出方法 次のいずれかの方法により提出してください。

- ①計画素案配布場所に設置してある「意見提出箱」へ投函
- ②市民生活グループ窓口(市役所1階)
- ③郵送、ファクス、電子メールで提出

※提出にあたっては「氏名」「住所」「電話番号」「意見とその理由(該当箇所)」を明記してください。

■意見募集結果の公表 「広報たかはま」4月1日号を予定

提出・問合せ先 市市民生活グループ ☎444-1398(住所不要)

☎52-1111(内線263・264) ☎52-1110 Eメール seikatu@city.takahama.lg.jp